

社会福祉法人つどいの家後援会 規 約

(名 称)

第1条 本会は、社会福祉法人つどいの家後援会と称する。

(本 部)

第2条 本会は、仙台市若林区上飯田1丁目17番58号（つどいの家・コペル内）に本部を置く。

(目 的)

第3条 本会は、しょうがい者の福祉や社会福祉法人つどいの家（以下、法人という）の基本理念に対する社会の関心や理解を広げ、法人の運営する事業所及び事業を支援することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 後援会会員の拡充を図るための活動
- (2) 法人への資金的支援
- (3) 通信、その他の印刷物の発行
- (4) セミナー（講演会・映画会）等の開催
- (5) 募金箱の設置活動
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 運営会員……本会の目的に賛同し、その運営に参画するもの
 - ① 法人の事業所に関わる利用者の保護者
 - ② 法人の職員
 - ③ 一般（個人）
 - (2) 賛助会員……本会の目的に賛同し法人に資金的支援をするもの
 - ① 企業・団体
 - ② 一般（個人）
 - (3) 協力会員…募金箱設置、通信等の配布、その他本会の目的を達成するために協力するもの
- 2 賛助会員及び協力会員は、第11条に規定する総会の議決権を有しない。
3 会員の入会については、入会届の提出をもって入会とする。

(会費及び寄付)

第6条 会員は、年会費として次の各号に定める金額を納入する。

- (1) 運営会員 3,000円
- (2) 賛助会員（企業・団体） 10,000円以上
- (3) 賛助会員（個人） 3,000円以上

- 2 賛助会員の会費は、全額を法人への寄付として取り扱う。
- 3 会員は、その他任意の寄付を行い法人を資金的に支援する。

(退 会)

第7条 会員は、退会届を提出することにより任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 利用者が法人の運営する事業所を退所したとき
 - (2) 会費を3会計年度、納入しないとき

(役 員)

第8条 本会に運営会員をもって構成する役員を次のとおりおく。

会長1名、副会長1名、幹事3名、庶務9名（事務局長1名、事務局2名、広報担当2名、セミナー担当2名、募金箱担当2名）、会計2名、監事2名

- 2 役員は、運営会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

(職 務)

第9条 会長は、本会を代表しその業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

- 3 監事は、会の業務及び財産の状況を監査する。
- 4 幹事は、会の目的を円滑に進めるため必要な業務を執行する。

(参 与)

第10条 本会に参与をおく。

- 2 参与は法人の理事長とし、総会及び役員会において必要に応じ助言等を行うことができる。

(総 会)

第11条 本会の総会は運営会員をもって構成し、年に1回4月に開催するものとする。但し、必要があるときは臨時に開催することができるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約、事業等の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、運営会員の過半数（委任状含む）の出席がなければ開催することができない。

4 総会の議決は、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

5 賛助会員及び協力会員は、総会を傍聴することができるものとする。

(役 員 会)

第12条 役員会は、監事を除いた役員をもって構成する。

- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

(事業運営委員)

第13条 本会の事業を推進するため、役員会のもとに実務を行う事業運営委員をおく。

2 事業運営委員は以下の3担当とし、各担当のうち2名は役員を兼ねる。

- (1) 広報担当 …… 7名
- (2) セミナー担当 …… 7名
- (3) 募金箱担当 …… 6名

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、仙台つどいの家、つどいの家・コペル、つどいの家・アプリを拠点とするエリア内事業所において担い、任期は3年とする。但し再任を妨げない。

2 事務局会議は、幹事、事務局長、事務局担当役員をもって構成し、次の役割を担う。

- (1) 後援会活動の統括及び運営上の諸事務
- (2) 事業計画に基づいた活動の進捗管理
- (3) 会員拡充状況、会費納入状況の確認

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年の2月末日に終わる。

(規約の改廃)

第16条 本規約の改廃は、総会において行うものとする。

付 則 この規約は昭和63年7月16日より実施する。

この規約は平成4年6月27日より実施する。

この規約は平成7年5月20日より実施する。

この規約は平成11年6月15日より実施する。

この規約は平成13年6月26日より実施する。

この規約は平成14年6月10日より実施する。

この規約は平成15年6月18日より実施する。

この規約は平成22年7月5日より実施する。

この規約は平成26年12月1日より実施する。但し、第8条については平成27年度総会の日より適用する。

この規約は平成30年4月27日より実施する。

この規約は令和2年5月1日より実施する。

この規約は令和3年3月1日より実施する。